毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) クスリのアオキ喜多方西店

福島県喜多方市字町西九〇〇〇番一ほ

か

目 次

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件

○計量器の定期検査を実施する件

○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件

有者等の所在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件三件○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所

○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所 在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件

○道路の区域を変更する件 件

○道路の供用を開始する件言 件

公 告

○落札者を決定した件二件

○土地改良区の清算人が退任した旨届出があった件

○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件

○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件

告

令和2年9月11日 金曜日

福島県告示第六百三号

示

政課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。 産業振興総室商業まちづくり課、 規定する添付書類を令和二年九月十一日から令和三年一月十一日まで福島県商工労働部 模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、 福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労 大規

令和. 二年九月十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 称及び住所並びに代表者の氏名 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名 名称 株式会社クスリのアオキ 大規模小売店舗を設置する者

2 大規模小売店舗の新設をする日 住所 名称 株式会社クスリのアオキ 代表者の氏名 代表取締役 大規模小売店舗において小売業を行う者 代表者の氏名 代表取締役 青木 石川県白山市松本町二五一二番地 石川県白山市松本町二五一二番地 青木 宏憲 宏憲

四 令和三年四月二十九日 千四百七十八平方メートル 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三

<u>Ŧ</u>i. 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

位置 別紙図面のとおり

駐輪場の位置及び収容台数 収容台数 五十七台

位置 別紙図面のとおり

荷さばき施設の位置及び面積 収容台数 五十一台

位置 別紙図面のとおり

面積 二百十六平方メートル

홄 홄

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 別紙図面のとおり

容量 七・四九立方メートル

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場の自動車の出入口の数及び位置 午前八時三十分から午後十時三十分まで

数 三か所

位置 別紙図面のとおり

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

報

午前六時から午後十時まで

七

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。) 届出年月日 令和二年八月二十八日

福島県告示第六百四号

計量法 (平成四年法律第五十一号)

第十九条第一項の規定により、

特定計量器の定期

(商業まちづくり課)

検査を次のとおり実施する。 令和二年九月十一日

福島県知事 内

計量法第二十一条第二項の規定により、 知事が指定した場所で実施する検査

町村

右に掲げる市

の検査を受けなかった右の特定計量器で、右

月二七日まで(火曜日、

所

福島県計量検定

ビレッジハウス

鹿島体育館

一〇月三〇日から一一

日及び祝日を除く。 木曜日、土曜日、日曜

午前一一時三〇分ま 午前九時から

| 対象となる特定計量器 検査の期日及び時間 検査 場所 所表第 年後四時まで 年後一時三○分から 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日 | | 南相馬市 | 相馬郡新地町 | | 相馬市 | 南相馬市 | 検査区域 |
|---|--|-----------------------|--------|-----------------------------------|-----------------------------|-------------------------------|------------|
| () 月二八日 () 月二八日 () 日二八日 () 日本 | | | | |) 、分銅及のを除く。 | 号又は第二三三二九号)第一三二九号)第一 (平成五月) の | 対象となる特定計量器 |
| 同 | □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ | 午後四時まで午後一時三○分から一○月二七日 | | で 午前九時三○分から 午前一一時三○分から で | 午後四時まで午後四時まで午前九時三○分から午後一時から | 午後四時まで午後四時まで | 検査の期日及び時間 |
| | 同 | イフ南相馬」ンター「サンラ原町生涯学習セ | 新地町役場 | | う も ツ ア | 健福祉 | 查場 |

堀 雅 雄

相馬郡飯舘村 同 午前九時三〇分から 午後四時まで午後一時から 午前九時三○分から ○月二九日 午後三時三〇分まで

午後三時まで で

定する検査場所で実施する検査 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項に規

| 郡飯舘村相馬市、南相馬市、非自和馬市、南相馬市、 非自和 | 検査区域 |
|----------------------------------|------------|
| 動はかり、分銅及びおもり | 対象となる特定計量器 |
| 日及び祝日を除く。)一日まで(土曜日、日曜一一月一日から一二月二 | 検査の期日 |

(計量検定所)

安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 福島県告示第六百五号 令和二年九月十一日 次のように保

所在の不分明な者の氏名

福島県知事 内 堀 雅

雄

大沼郡昭和村(国有林。次の図に示す部分に限る。)解除予定保安林の所在場所

保安林として指定された目的

水源の涵養

解除の理由

 \equiv

道路用地とするため

昭和村役場に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び

森林保全課

2

福島県告示第六百六号

規定により当該通知の内容を伊達市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 次のとおりである。 方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の 三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和二年九月十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

通知の内容の要旨 菅野民治郎 菅野市之助 菅野和三郎 菅野惣右エ門 菅野伴右エ門 菅野梅次郎 菅野惣左エ門 菅野惣八

1 ع 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこ

2 百六号)によること。 の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件(令和二年福島県告示第五 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

り、 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ 当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ

(森林保全課

福島県告示第六百七号

次のとおりである。 規定により当該通知の内容を伊達市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の 三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

503

令和二年九月十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

川嵜優 菅野貴教 大沼所在の不分明な者の氏名

大沼ミキ子

通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこ

の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件(令和二年福島県告示第五1 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林 百十三号)によること。

3 り、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ

森林保全課

福島県告示第六百八号

次のとおりである。 規定により当該通知の内容を伊達市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の 三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和二年九月十一日

福島県知事

内

堀

雅

雄

川嵜優所在の不分明な者の氏名

通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこ

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林 百十五号)によること の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 (令和二年福島県告示第五

3 り、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ 当該告示の内容について異議があるときは、 森林法第三十二条第一項の規定によ

森林保全課

福島県告示第六百九号

三十三条第三項の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方

福

定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規 次のとおりである。

令和二年九月十一日

福島県知事

内

堀

雅

雄

田崎清 新井田元治 田所在の不分明な者の氏名

通知の内容の要旨 田崎剛 新井田 完次

2 こと。 の指定施業要件を変更する件 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。 (令和二年農林水産省告示第千四百三十八号)による 保安林

(森林保全課

福島県告示第六百十号

計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 令和二年九月十一日 第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

福島県知事 内 堀 雅 雄

| まで橋字六反田三番一地先橋字六反田三番一地先 | 路線名 区 間 | |
|------------------------|---------------|------------------|
| 変更後 | 変更前 | の変変 更更 別後前 |
| 六五・一 | | 敷地の幅員 |
| 二八 | 二八 | (メートル) |
| 二 二 〇 | 二八 二· ○ | ル)長 |

(道路計画課

福島県告示第六百十一号

課及び福島県いわき建設事務所で令和二年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

令和二年九月十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路

線

名 供

用

開

令和二年九月十一日

| | 小野線 | き上三坂県道いわ | 路 線 名 |
|-------------------|---------------|----------------------|------------------|
| 先まで | 同ら市三 | 字新田五八番一地先かいわき市三和町下市萱 | 区 |
| 新田一七三番七七地 | 和町下市萱 | 新田五八番一地先かわき市三和町下市萱 | 間 |
| | 変更後 | 変更前 | の変変 更更 別後前 |
| В | A | A | ○ 動 |
| 九七一四 一〇 九 五 | = : | 一三三五三 | (メートル) 敷地の幅員 |
| | $\overline{}$ | | 延延 |
| 、〇七八・三 | 一、五三四・九 | 一、五二四・九 | (メートル) 長 |

(道路計画 課)

福島県告示第六百十二号

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の 設事務所で令和二年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

福島県知事

内

堀

雅

雄

令和二年九月十一日

| | 路 |
|------------------------------------|---|
| 服国道——四号 号 | 線 |
| 7 | 名 |
| 三同番双番 地葉 | 供 |
| 一 郡 先 郡 地 同 か 浪 | 用 |
| 先まる | 開 |
| で 大 字 幾 権 | 始 |
| 世現 | の |
| 一 六 町 | 区 |
| 反 場 田 八 | 間 |
| 令和 | 供 |
| 和二二 | 用 |
| 年 | 開 |
| 九 月 | 始 |
| $\stackrel{\sim}{\longrightarrow}$ | の |
| 日日 | 期 |
| | 日 |

(道路計画課)

福島県告示第六百十三号

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建 設事務所で令和二年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

福島県知事 内 堀 雅 雄

始 0) 区 間 供 用 開 始 0) 期 日

国道 四 地同 地達 北まで北まで 公 町 山木屋字橋端山四 山 木屋字橋端 Щ 番 令和 年 九月 道路計画 日 課

公告 1 8 9 号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県漁業調査指導船建造0201 工事について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務 の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第 12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により 公告する。

令和2年9月11日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る工事の件名及び数量
- 福島県漁業調査指導船建造0201工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 福島県農林水産部農林水産総室農林総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日 令和2年7月29日
- 4 落札者の氏名及び住所

小名浜造船株式会社 福島県いわき市小名浜下神白字綱取177番地

- 5 落札金額
 - 59,950,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
 - 令和2年6月19日

(農林総務課)

公告第190号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規

報

則 (昭和39年福島県規則第17号) 第274条の11第1項の規定により公告する。 令和2年9月11日

> 福島県知事 堀 内 雅 雄

- 落札に係る物品等の名称及び数量 1 荷役機械用グラブバケット 1 台
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 2 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県出納局入札用度課
- 3 落札者を決定した日 令和2年8月21日
- 落札者の氏名及び住所 4

株式会社福島製作所 福島県福島市三河北町9番80号

- 落札金額 5 9,790,000円
- 契約の相手方を決定した手続 6
 - 一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日 7 令和2年6月26日

(入札用度課)

大 和 田 良德 **夕朝美** 富美夫 孝夫 正 昭美 夫 勉 兒 昭

町大字上羽出庭字赤木五四番地町大字塩庭字蕨平一九番地 町大字塩庭字南府中一五番地

郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡

町大字小戸神字九郎田六九番地町大字飯豊字川向一四七番地町大字雁股田字中ノ内三一番地 町大字南田原井字田光倉一○六番地町大字小野山神字桜沢八○番地 町大字小戸神字夫内三番地 町大字小野赤沼字四郎坊一二〇番地 町大字夏井字百目木六九番地 町大字浮金字古沼二六番地

の 二

農村計画課

地改良区の名称

福島県知

事

内

堀

雅

とおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

令和二年九月十一日

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、公告第百九十二号

次

小野町土地改良区

監事 長久保 役別 氏名 長名

田住

喜伸 [村郡小野町大字湯沢字八又八九番地|所

(農村計画課)

公告第百九十一 号

法第十八条第十七項の規定により、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第六十八条第四項において準用する同 次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨届出

事 雅

福島県知 内 堀

小野町土地改良区一地改良区の名称

小野町大字浮金字棟内二二一

地

町大字飯豊字落合八八番地

町大字皮籠石字宮ノ前五九番地

令和二年九月十一日

雄

令和2年9月11日 金曜日

一項の規定により、須賀川市から県中都市計画地区計画の変更に係る関係図書の写しの都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第公告第百九十三号 送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。 令和二年九月十一日

縦覧場所 総括図、計画図及び計画書の写し縦覧に供する図書 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課

福島県知事 内 堀 雅

雄

(都市計画課)

リサイクル適性®